

# 参 考 资 料

1 診療報酬改定及び薬価基準改定の推移

診療報酬改定・薬価基準改定推移

表・参1

年月日	診療報酬改定(本体)	薬価基準改定	改定内容
昭和42年10月1日	+7.7%	▲10.2%	全面改定(品目6,831)
昭和44年1月1日		▲5.6%	全面改定(品目8,076)
昭和45年2月1日	+8.8%		深夜加算、入院料改定
昭和45年8月1日	+1.0%	▲3.9%	全面改定(品目7,684)
昭和47年2月1日	+13.7%	▲3.9%	入院料、看護料の引上げ 全面改定(品目7,236)
昭和49年2月1日	+19.0%	▲3.4%	診療科、入院、指導料の改定 全面改定(品目7,119)
昭和49年10月1日	+16.0%		検査料、手術料の改定
昭和51年4月1日	+9.0%		X線料改定
昭和53年2月1日	+11.5%	▲5.8%	初診、再診料、入院料改定 全面改定(品目13,654)
昭和56年6月1日	+8.1%	▲18.6%	入院料中心に改定 全面改定(品目12,881)
昭和58年1月1日		▲4.9%	一部改定
昭和58年2月1日	+0.3%		
昭和59年3月1日	+2.8%	▲16.6%	指導料等改定 全面改定(品目13,471)
昭和60年3月1日	+3.3%	▲6.0%	入院料中心に改定 一部改定
昭和61年4月1日	+2.3%	▲5.1%	長期入院、検査等の適性化 一部改定
昭和63年4月1日	+3.4%	▲10.2%	
平成元年4月1日	+0.1%	+24.0%	消費税の転嫁
平成2年4月1日	+3.7%	▲2.7% (▲9.2%)	医療機関の機能・特質に応じた評価、入院の適正化、在宅医療の推進
平成4年4月1日	+5.0%	▲2.4% (▲8.1%)	医療機関の機能・特質に応じた評価、良質な看護サービスの安定的・効率的供給確保、医療サービスの質に応じた評価、技術料重視の観点からの評価、在宅医療の推進
平成5年4月1日			特定機能病院・療養型病床群の制度化
平成6年4月1日	+4.8%	▲2.1% (▲6.6%)	診療報酬体系の改革、医療機関の機能・特質に応じた評価、技術の重視、在宅医療の推進、老人患者等の心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用・検査の適性化 〔注〕診療報酬改定は、平成6年10月1日実施予定分1.5%を含む
平成6年10月1日			基準看護の見直しと付添看護の解消、基準給食の見直しと食事の質の向上、訪問看護事業などの在宅医療の拡充
平成8年4月1日	+3.4%	▲2.6%	医療施設の機能分担の推進、包括化の拡大、医療技術の適正評価等
平成9年4月1日	+1.7%	▲1.3%	消費税引き上げへの対応、診療報酬合理化への対応
平成9年9月1日			健保法等一部改正に伴い、被用者保険の自己負担割合の増加(1割→2割)、老人保健制度の改正、薬剤一部負担金の導入
平成10年4月1日	+1.5%	▲2.8% (▲9.7%)	老人医療の適正化、長期入院の是正、検査・画像診断の適正化、病衣貸与加算の廃止
平成12年4月1日	+1.9%	▲1.7% (▲7.0%)	病院外来機能の明確化、入院基本料の新設(入院環境料、看護料、入院時医学管理料等の統合、簡素化)、薬剤使用の適正化策の拡大と薬剤関連技
平成13年1月1日			老人定率一割負担制の導入、高額療養費と保険料率上限の設定
平成14年4月1日	▲1.3%	▲1.4% (▲6.3%)	診療報酬本体：初のマイナス改定
平成14年10月1日			70歳以上の高齢者 定率1割負担(一定以上所得者 定率2割負担)
平成15年4月1日			社保 2割→3割へ
平成16年4月1日	0.0%	▲1.0% (▲4.5%)	特定保険医療材料 ▲0.16%(医療費ベース)
平成18年4月1日	▲1.36%	▲1.6% (▲6.7%)	特定保険医療材料 ▲0.2%
平成18年10月1日			70歳以上の一定以上所得者 定率3割負担、医療療養病床の70歳以上の食住費の自己負担化、高額療養費自己負担限度額の引き上げ
平成20年4月1日	+0.38%	▲1.1% (▲5.2%)	〔緊急課題〕病院勤務医の負担軽減
平成22年4月1日	+1.55%	▲1.23% (▲5.75%)	〔重点課題〕救急、産科、小児、外科等の医療の再建、病院勤務医の負担の軽減(医療従事者の増員に努める医療機関への支援)
平成24年4月1日	+1.38%	▲1.26% (▲6.00%)	〔重点課題〕病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減、医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進、及び地域生活を支える在宅医療等の充実
平成26年4月1日	+0.73%	▲0.58% (▲2.65%)	消費税増税に係る補填分を除く通常改定分の全体改定率は▲1.26% 〔重点課題〕医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等
平成28年4月1日	+0.49%	▲1.22% (▲5.57%)	〔重点課題〕地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携
平成30年4月1日	+0.55%	▲1.65% (▲7.48%)	〔重点課題〕地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携
令和元年10月1日	+0.41%	▲0.51% (▲2.40%)	消費税率改定(10%)等に伴う改定
令和2年4月1日	+0.55%	▲0.99% (▲4.38%)	〔重点課題〕勤務医の働き方改革への対応について

(注) カッコは薬剤費ベース

2 給与改定の推移  
一般職員の給与改定状況

表・参2

年	改定額及び改定率						平均給与月額	
	給料		諸手当等		計		改定前 (円)	改定後 (円)
	改定額 (円)	改定率 (%)	改定額 (円)	改定率 (%)	改定額 (円)	改定率 (%)		
5	(6,248)	(1.70)	(967)	(0.26)	(7,215)	(1.96)	352,744	(359,959)
	6,248	1.70	967	0.26	7,215	1.96		359,959
6	(3,953)	(1.04)	(397)	(0.11)	(4,470)	(1.18)		
	3,953	1.04	397	0.11	4,470	1.18		
7	(2,812)	(0.72)	(201)	(0.06)	(3,154)	(0.80)		
	2,812	0.72	201	0.06	3,154	0.80		
8	(3,005)	(0.77)	(225)	(0.06)	(3,320)	(0.85)		
	3,005	0.77	225	0.06	3,320	0.85		
9	(3,145)	(0.80)	(520)	(0.13)	(3,665)	(0.93)		
	3,145	0.80	520	0.13	3,665	0.93		
10	(2,254)	(0.58)	(527)	(0.13)	(2,781)	(0.71)		
	2,254	0.58	527	0.13	2,781	0.71		
11	(875)	(0.22)	(13)	(0.01)	(888)	(0.23)		
	875	0.22	13	0.01	888	0.23		
12			(488)	(0.12)	(488)	(0.12)		
	0	0.00	488	0.12	488	0.12		
13			0	0.00	0	0.00		
	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
14	△ 6,962	△ 1.77	△ 498	△ 0.06	△ 7,460	△ 1.90	(388,309)	(388,616)
							388,309	388,616
15	△ 3,691	△ 0.96	△ 239	△ 0.07	△ 3,930	△ 1.03	388,309	380,387
16	改定なし							
17	(△ 1,101)	(△ 0.29)	(△ 180)	(△ 0.05)	(△ 1,281)	(△ 0.34)		
18	改定なし							
19	(394)		(327)		(721)	(0.20)	(369,445)	(370,166)
20	改定なし							
21	(△ 612)		(△ 11)		(△ 623)	(△ 0.17)	(361,634)	(361,011)
22	(△ 343)		(△ 159)		(△ 502)	(△ 0.14)	(357,270)	(356,768)
23	(△ 728)		(△ 10)		(△ 738)	(△ 0.21)	(353,530)	(352,792)
24	改定なし							
25	改定なし							
26	(1,138)		(27)		(1,165)	(0.34)	(344,274)	(345,439)
27	(614)		(14)		(628)	(0.18)	(343,842)	(344,470)
28	(626)		(11)		(637)	(0.19)	(341,872)	(342,509)
29	(555)		(7)		(562)	(0.16)	(342,315)	(342,877)
30	(616)		(9)		(625)	(0.18)	(344,352)	(344,977)
31 令和元年	(442)		(11)		(453)	(0.13)	(345,927)	(346,380)
2	改定なし							
3	改定なし							
4	(811)		(22)		(833)	(0.24)	(349,123)	(349,956)

(注) ( )の数字は人事委員会勧告

### 3 使用料の推移

#### (1) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例

##### ア 別表第3(第10条(使用料)関係)

		令和3年度(令和4年3月31日時点)	令和2年度(令和3年3月31日時点)
種類	単位	金額	金額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 160,000円(以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに80,000円を加算して得た額(以下「加算料金」という。) 3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 100分の20	1 1児出産の場合 143,000円(以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに71,500円を加算して得た額(以下「加算料金」という。) 3 沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。)における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	99,000円	99,000円
予防接種料	1回につき	第10条第3項の規定により契約で定める額	第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額	実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬剤容器料		実費相当額	実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,300円	3,300円
分べん室使用料	1回につき	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	15,400円	15,400円
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	10,000円	10,000円
乳児入院料	1日につき	650円	650円
新生児給食料	1日につき	実費相当額	実費相当額
外来人工透析受診者食事料	1食につき	実費相当額	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	5,090円	5,090円
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	2,540円	2,540円
第二意見相談料	1回につき	初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額(検査結果の判断又は画像診断を行った場合においては、当該合算した額に相当する額に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の110を乗じて得た額	初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額(検査結果の判断又は画像診断を行った場合においては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の110を乗じて得た額
その他の施設及び材料等の使用料		局長が別に定める額	局長が別に定める額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき12,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

令和元年度（令和2年3月31日時点）	平成30年度（平成31年3月31日時点）
金額	金額
<p>1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。）</p> <p>2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。）</p> <p>3 沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額</p> <p>(1) 休日 100分の40</p> <p>(2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20</p>	<p>1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。）</p> <p>2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。）</p> <p>3 沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額</p> <p>(1) 休日 100分の40</p> <p>(2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20</p>
それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
99,000円	97,200円
第10条第3項の規定により契約で定める額	第10条第3項の規定により契約で定める額
実費相当額	実費相当額
実費相当額	実費相当額
それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
実費相当額	実費相当額
3,300円	3,240円
分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
15,400円	15,120円
点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
9,870円	9,870円
627円	615円
実費相当額	実費相当額
実費相当額	実費相当額
5,090円	5,000円
2,540円	2,500円
初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の110を乗じて得た額	初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の108を乗じて得た額
局長が別に定める額	局長が別に定める額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあつては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあつては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

平成28年10月1日 (施行) 平成28年沖縄県条例第44号	平成27年1月1日 (施行) 平成26年沖縄県条例第71号	平成26年4月1日 (施行) 平成26年沖縄県条例第34号
金額	金額	金額
		1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。） 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。） 3 沖縄県の休日等を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乗じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
		97,200円
		第10条第3項の規定により契約で定める額
		3,240円
		15,120円
		点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
		615円
5,000円		4,320円
2,500円		
		初診を行った場合について点数表により算定した額及び紹介先医療機関に対して情報提供を行った場合について点数表により算定した額を合算した額に相当する額（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあつては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の108を乗じて得た額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあつては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

(2) 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程  
ア 別表第1 (第7条 (使用料) 関係)

令和3年度 (令和4年3月31日時点)

種類	単位	金額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 160,000円 (以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに80,000円を加算して得た額 (以下「加算料金」という。) 3 沖縄県の休日等を定める条例 (平成3年沖縄県条例第15号) 第1条第1項に規定する県の休日 (以下「休日」という。) 及び診療時間外 (休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。) における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	1 通院コースA 27,500円 2 通院コースB 33,000円 3 1泊2日コース 55,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表 (以下「点数表」という。) により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき	条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬剤容器料		実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,300円
分べん室使用料	1回につき	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,400円 2 特別室特A 11,000円 3 特別室A 7,700円 4 特別室B 5,500円 5 特別室C 2,750円 6 特別室D 1,650円 ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	1 生後8日未満の新生児 10,000円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円
乳児入院料	1日につき	650円
新生児給食料	1日につき	実費相当額
外来人工透析受診者食事料	1食につき	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 5,090円 (歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 2 県立中部病院 5,090円 (歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 3 県立南部医療センター・子ども医療センター 5,090円 (歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 4 県立宮古病院 2,200円 5 県立八重山病院 2,200円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	1 県立北部病院 2,540円 (歯科口腔(く)外科の受診の場合にあっては、1,520円) 2 県立中部病院 2,540円 (歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円) 3 県立南部医療センター・子ども医療センター 2,540円 (歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円) ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき	5,380円 (検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,380円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の110を乗じて得た額

種類	単位	金額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	33,000円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,500円
人工受精料	1回につき	11,000円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	110,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,500円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,200円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,500円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき5,500円を1の額に加えた額
遺伝カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 11,000円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとにつき5,500円を(1)の額に加えた額 2 2回目以降 (1) 30分を超えない場合 5,500円 (2) 30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとにつき5,500円を(1)の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,650円
鑑査室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・子ども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立八重山病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
病衣貸与料	1日につき	73円
紙おむつ代	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき12,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

令和2年度(令和3年3月31日時点)

種類	単位	金額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 143,000円(以下「標準料金」という。) 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに71,500円を加算して得た額(以下「加算料金」という。) 3 沖縄県の休日(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)及び診療時間外(休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。))における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	1 通院コースA 27,500円 2 通院コースB 33,000円 3 1泊2日コース 55,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表(以下「点数表」という。)により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき	条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬剤容器料		実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,300円
分べん室使用料	1回につき	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,400円 2 特別室特A 11,000円 3 特別室A 7,700円 4 特別室B 5,500円 5 特別室C 2,750円 6 特別室D 1,650円 ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	1 生後8日未満の新生児 10,000円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円
乳児入院料	1日につき	650円
新生児給食料	1日につき	実費相当額
外来人工透析受診者食事料	1食につき	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 5,090円(歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 2 県立中部病院 5,090円(歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 3 県立南部医療センター・こども医療センター 5,090円(歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円) 4 県立宮古病院 2,200円 5 県立八重山病院 2,200円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	1 県立北部病院 2,540円(歯科口腔(く)外科の受診の場合にあっては、1,520円) 2 県立中部病院 2,540円(歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円) 3 県立南部医療センター・こども医療センター 2,540円(歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円) ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき	5,380円(検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,380円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額)に100分の110を乗じて得た額

種類	単位	金額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	33,000円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,500円
人工受精料	1回につき	11,000円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	110,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,500円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,200円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,500円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき5,500円を1の額に加えた額
遠征カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 11,000円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとにつき5,500円を(1)の額に加えた額 2 2回目以降 (1) 30分を超えない場合 5,500円 (2) 30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとにつき5,500円を(1)の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,650円
霊安室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
県立八重山病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとにつき100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとにつき100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
病衣貸与料	1日につき	73円
紙おむつ料	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額 ただし、治療に必要な範囲を超えた私物の持込みによる電気消費料及び水の消費料に相当する額とする。
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。



令和元年度（令和2年3月31日時点）

種 類	単 位	金 額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。） 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。） 3 沖縄県の休日等を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	1 通院コースA 27,500円 2 通院コースB 33,000円 3 1泊2日コース 55,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表（以下「点数表」という。）により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき	条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬剤容器料		実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,300円
分べん室使用料	1回につき	実費相当額に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,400円 2 特別室特A 11,000円 3 特別室A 7,700円 4 特別室B 5,500円 5 特別室C 2,750円 6 特別室D 1,650円 ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	1 生後8日未満の新生児 9,870円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円
乳児入院料	1日につき	627円
新生児給食料	1日につき	実費相当額
外来人工透析受診者食事料	1食につき	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 3,300円 2 県立中部病院 5,090円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円） 3 県立南部医療センター・子ども医療センター 5,090円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,300円） 4 県立宮古病院 2,200円 5 県立八重山病院 2,200円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	1 県立中部病院 2,540円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円） 2 県立南部医療センター・子ども医療センター 2,540円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,520円） ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき	5,380円（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,380円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の110を乗じて得た額

種 類	単 位	金 額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	33,000円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,500円
人工受精料	1回につき	11,000円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	110,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,500円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,200円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,500円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,500円を1の額に加えた額
遺伝カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 11,000円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとに5,500円を1の額に加えた額 2 2回目以降 (1) 30分を超えない場合 5,500円 (2) 30分を超える場合 30分を超える時間について30分までごとに5,500円を1の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,650円
霊安室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・子ども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立八重山病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
衣衣貸与料	1日につき	73円
紙おむつ料	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額 ただし、治療に必要な範囲を超えた私物の持込みによる電気消費料及び水の消費料に相当する額とする。
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の110を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

平成30年度（平成31年3月31日時点）

種類	単位	金額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。）
		2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。）
		3 沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 （1）休日 100分の40 （2）診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	1 通院コースA 27,000円 2 通院コースB 32,400円 3 1泊2日コース 54,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表（以下「点数表」という。）により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき	条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額
委託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬利容器料		実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,240円
分べん室使用料	1回につき	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,120円
		2 特別室特A 10,800円
		3 特別室A 7,560円
		4 特別室B 5,400円
		5 特別室C 2,700円
		6 特別室D 1,620円
ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。		
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	1 生後8日未満の新生児 9,870円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円
乳児入院料	1日につき	615円
新生児給食料	1日につき	実費相当額
外来人工透析受診者食費	1食につき	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 3,240円 2 県立中部病院 5,000円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,240円） 3 県立南部医療センター・こども医療センター 5,000円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,240円） 4 県立宮古病院 1,080円 5 県立八重山病院 1,080円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	1 県立中部病院 2,500円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,500円） 2 県立南部医療センター・こども医療センター 2,500円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,500円） ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき	5,200円（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の108を乗じて得た額

種類	単位	金額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	32,400円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,400円
人工受精料	1回につき	10,800円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	108,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,200円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,160円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,400円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,400円を1の額に加えた額
遺伝カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 10,800円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとに5,400円を(1)の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,620円
雲空室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立八重山病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
病衣貸与料	1日につき	72円
紙おむつ代	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額 ただし、治療に必要な範囲を超えた私物の持込みによる電気消費料及び水の消費料に相当する額とする。
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満22週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

平成29年度（平成30年3月31日時点）

種 類	単 位	金 額	
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。）	
		2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。）	
		3 沖縄県の休日定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額	
		(1) 休日 100分の40	
		(2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20	
		健康診断料	1回につき それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
		人間ドック料	1人につき 1 通院コースA 27,000円 2 通院コースB 32,400円 3 1泊2日コース 54,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表（以下「点数表」という。）により算定した額に相当する額を加算する。
		予防接種料	1回につき 条例第10条第3項の規定により契約で定める額
		死体処置料	1体につき 実費相当額
		死体検案料	1体につき 実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額		
薬剤容器料	実費相当額		
手術場使用料	1回につき 3,240円		
分べん室使用料	1回につき 分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額		
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,120円	
		2 特別室特A 10,800円	
		3 特別室A 7,560円	
		4 特別室B 5,400円	
		5 特別室C 2,700円 6 特別室D 1,620円 ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。	
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき 点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額		
新生児入院料	1日につき 1 生後8日未満の新生児 9,870円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円		
乳児入院料	1日につき 615円		
新生児給食料	1日につき 実費相当額		
外来人工透析受診者食事料	1食につき 実費相当額		
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 3,240円	
		2 県立中部病院 5,000円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,240円）	
		3 県立南部医療センター・こども医療センター 3,240円	
		4 県立宮古病院 1,080円	
		5 県立八重山病院 1,080円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。	
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	県立中部病院 2,500円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,500円）	
		ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。	
第二意見相談料	1回につき 5,200円（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の108を乗じて得た額		

種 類	単 位	金 額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	32,400円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,400円
人工受精料	1回につき	10,800円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	108,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,200円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,160円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,400円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,400円を1の額に加えた額
遺伝カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 10,800円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとに5,400円を(1)の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,620円
霊安室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料
		2 外来患者及び付添者 1回につき100円
		3 見舞客 1時間までごとに100円
		4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
病衣貸与料	1日につき	72円
紙おむつ代	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額 ただし、治療に必要な範囲を超えた私物の持込みによる電気消費料及び水の消費料に相当する額とする。
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額
備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満2週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をずる前の額とする。		

平成28年度（平成29年3月31日時点）

種 類	単 位	金 額
分べん介助料	1件につき	1 1児出産の場合 126,000円（以下「標準料金」という。） 2 2児以上出産の場合 標準料金に1児を増すごとに63,000円を加算して得た額（以下「加算料金」という。） 3 沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び診療時間外（休日を除く日の第2号ア及びイに掲げる時間をいう。以下同じ。）における出産の場合 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を1児出産のときは標準料金に、2児以上出産のときは加算料金に乘じて得た額を当該標準料金又は加算料金に加算して得た額 (1) 休日 100分の40 (2) 診療時間外 ア 午後10時から翌日の5時まで 100分の40 イ 午前5時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで 100分の20
健康診断料	1回につき	それぞれの診療行為について、病院で診断を受けた患者の例により算定した額
人間ドック料	1人につき	1 通院コースA 27,000円 2 通院コースB 32,400円 3 1泊2日コース 54,000円 ただし、検査項目等を追加する場合には、条例第10条第2項に規定する点数表（以下「点数表」という。）により算定した額に相当する額を加算する。
予防接種料	1回につき	条例第10条第3項の規定により契約で定める額
死体処置料	1体につき	実費相当額
死体検案料	1体につき	実費相当額
受託検査及び受託診断料	1件につき	それぞれの診療行為について委託する者の採用する点数表により算定した額の合計額に相当する額
薬剤器器料		実費相当額
手術場使用料	1回につき	3,240円
分べん室使用料	1回につき	分べん介助料に100分の10を乗じて得た額に相当する額
特別室使用料	1日につき	1 特別室S 15,120円 2 特別室特A 10,800円 3 特別室A 7,560円 4 特別室B 5,400円 5 特別室C 2,700円 6 特別室D 1,620円 ただし、医療管理上必要がある場合又は人間ドックとして使用する場合には、特別室使用料を徴収しないものとする。
入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院の加算料	1日につき	点数表の入院料の基本点数により算定した額に100分の15を乗じて得た額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
新生児入院料	1日につき	1 生後8日未満の新生児 9,870円 2 生後8日以上28日未満の新生児 3,810円
乳児入院料	1日につき	615円
新生児給食料	1日につき	実費相当額
外来人工透析受診者食料	1食につき	実費相当額
紹介がなく来院した患者の初診加算料	1件につき	1 県立北部病院 3,240円 2 県立中部病院 5,000円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、3,240円） 3 県立南部医療センター・こども医療センター 3,240円 4 県立宮古病院 1,080円 5 県立八重山病院 1,080円 ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の初診については、徴収しないものとする。
他の医療機関を紹介する旨の申出に応じず来院した患者の再診加算料	1件につき	県立中部病院 2,500円（歯科口腔外科の受診の場合にあっては、1,500円） ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合の再診については、徴収しないものとする。
第二意見相談料	1回につき	5,200円（検査結果の判断又は画像診断を行った場合にあっては、5,200円に、当該検査結果の判断又は画像診断について点数表により算定した額に相当する額を加算した額）に100分の108を乗じて得た額

種 類	単 位	金 額
その他の施設及び材料等の使用料		
薬剤料		実費相当額
診療材料料		実費相当額
ネームバンド	1個につき	実費相当額
避妊リング挿入技術料	1回につき	32,400円
避妊リング除去技術料	1回につき	5,400円
人工受精料	1回につき	10,800円
体外受精料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に、次の(1)及び(2)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める診療額を加算した額
(1) 体外受精管理料	1回につき	108,000円
(2) 胚移植技術料	1回につき	16,200円
性同一性障害における身体的治療	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
歯科矯正料	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
乳房ケア・指導料	1回につき	2,160円
妊娠・授乳に係る服薬カウンセリング料	1回につき	1 1時間を超えない場合 5,400円 2 1時間を超える場合 1時間を超える時間について30分までごとに5,400円を1の額に加えた額
遺伝カウンセリング料	1回につき	1 初回 (1) 2時間を超えない場合 10,800円 (2) 2時間を超える場合 2時間を超える時間について30分までごとに5,400円を(1)の額に加えた額
死体冷蔵庫使用料	1日につき	1,620円
霊安室使用料		実費相当額
県立北部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立中部病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立南部医療センター・こども医療センター駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
県立宮古病院駐車場使用料	1台につき	1 公用で利用する者 無料 2 外来患者及び付添者 1回につき100円 3 見舞客 1時間までごとに100円 4 その他の駐車場利用者 (1) 1時間を超えない利用の場合 300円 (2) 1時間を超える利用の場合 1時間を超える時間について30分までごとに100円の額を(1)の額に加えた額
私物洗濯料		実費相当額
病衣貸与料	1日につき	72円
紙おむつ代	1枚につき	実費相当額
光熱水費		実費相当額 ただし、治療に必要な範囲を超えた私物の持込みによる電気消費料及び水の消費料に相当する額とする。
診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療のうち、選定療養に該当する診療費	1回につき	点数表により算定した額に相当する額に100分の108を乗じて得た額
レントゲンフィルムコピー代	1枚につき	実費相当額

備考 分べん介助料の額は、分べん介助に係る出産が妊娠満2週以後の妊婦の出産である場合にあっては、この表に掲げる分べん介助料の額に1児につき16,000円を加算した額とする。ただし、分べん室使用料を算定する場合の分べん介助料の額は、当該加算をする前の額とする。

## 4 手数料の推移

### (1) 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例 ア 別表第4(第11条 (手数料)関係)

表・参5

施行年月日		令和元年10月1日 (施行)	平成26年4月1日 (施行)	平成19年7月20日 (施行)	平成16年7月30日 (施行)	平成9年6月1日 (施行)	昭和59年8月1日 (施行)
条例番号		沖縄県条例第22号	沖縄県条例第34号	沖縄県条例第42号	沖縄県条例第29号	沖縄県条例第16号	沖縄県条例第23号
種類	単位	金額	金額	金額	金額	金額	金額
診断書 発行手数料	1通 につき	4,400円	4,320円	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内
証明書 発行手数料	1通 につき	4,400円	4,320円	4,200円	4,200円以内	4,000円以内	3,000円以内

### (2) 沖縄県病院事業の設置及び管理に関する条例施行規程 ア 別表第2(第8条(手数料)関係)

表・参6

施行年月日 規則番号			令和元年10月1日 沖縄県病院事業局 管理規程第10号	平成26年4月1日 沖縄県病院事業局 管理規程第5号	平成16年7月30日 沖縄県規則第46号	平成14年7月10日 沖縄県規則第41号	平成9年6月1日 沖縄県規則第25号
種類	区分	単位	金額	金額	金額	金額	金額
診断書 発行手数料	特別診断書	1件 につき	4,400円	4,320円	4,200円		4,000円
	死体検案書	1件 につき	4,400円	4,320円	4,200円		4,000円
	普通診断書	1件 につき	2,200円	2,160円	2,100円		2,000円
	簡易診断書	1件 につき	1,100円	1,080円	1,050円		1,000円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件 につき	4,400円	4,320円	4,200円		4,000円
	普通証明書	1件 につき	2,200円	2,160円	2,100円		2,000円
	簡易証明書(A)	1件 につき	1,100円	1,080円	1,050円		1,000円
	簡易証明書(B)	1件 につき	220円	216円	210円		200円
	診察券	1件 につき	220円	216円	210円	200円	
			ただし、プラスチック カードの再発行の 場合に限る。	ただし、プラスチック カードの再発行の場 合に限る。	ただし、プラスチック カードの再発行の場 合に限る。	ただし、プラスチック カードの再発行の場 合に限る。	

施行年月日 規則番号			昭和60年7月2日 沖縄県規則第32号
種類	区分	単位	金額
診断書 発行手数料	特別診断書	1件 につき	3,000円
	死体検案書	1件 につき	3,000円
	普通診断書	1件 につき	2,000円
	簡易診断書	1件 につき	1,000円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件 につき	3,000円
	普通証明書	1件 につき	2,000円
	簡易証明書(A)	1件 につき	1,000円
	簡易証明書(B)	1件 につき	200円

施行年月日 規則番号			昭和59年4月1日 沖縄県規則第16号
種類	区分	単位	金額
診断書 発行手数料	恩給又は 生命保険等の 特別診断書	1件 につき	3,000円
	健康診断書	1件 につき	3,000円
	普通診断書	1件 につき	2,000円
	死亡診断書	1件 につき	1,000円
	死体検案書	1件 につき	3,000円
証明書 発行手数料	特別証明書	1件 につき	2,000円
	普通証明書	1件 につき	1,000円

5. 歴代病院事業局長（地方公営企業法の全部適用へ移行以後）

期 間	氏 名
平成18年4月1日 ～ 平成22年3月31日	知念 清
平成22年4月1日 ～ 平成30年3月31日	伊江 朝次
平成30年4月1日 ～ 現在	我那覇 仁

## 令和4年度版 沖縄県立病院年報

発行 令和5年3月  
沖縄県病院事業局 病院事業総務課  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
TEL : (098) 866-2832  
FAX : (098) 866-2837  
MAIL : aa035505@pref. okinawa. lg. jp